

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部分を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1章 新設	(新設)	<p>第10条 (β版サービス)</p> <p>1. 当社は、本サービスにおいて、β版（試験的に提供される、開発中のサービスを指します。以下同じ。）のサービスを提供することがあります（以下、当該β版のサービスを「β版サービス」といいます。）。当社は、β版サービスについてはサービスサイト又は本基本サービスのコントロールパネル等においてβ版である旨を明示するものとします。</p> <p>2. β版サービスには、前条の品質保証（SLA）は適用されません。また、β版サービスに起因して利用者が本サービスを利用できなかった場合においても、当社は、前条の品質保証（SLA）を適用しないものとします。</p> <p>3. 当社は、利用者に通知することなく、当社の裁量で、β版サービスの内容を変更することがあります。当該変更について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>4. β版サービスは、将来の正式サービス化（以下、正式サービス化されたβ版サービスのことを単に「正式サービス」といいます。）を保証するものではなく、開発状況や利用者の利用状況等により、正式サービス化することなく、β版サービスを廃止する場合があります。当社は、当該廃止について、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該廃止及び当該通知の遅延について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>5. β版サービスが正式サービス化される場合であっても、正式サービスがβ版サービスと同等の内容又は機能を備えることは保証されないものとします。当社は、開発状況や利用者の利用状況等により、当社の裁量で正式サービスの内容又は機能を決定することができるものとします。</p> <p>6. 当社は、β版サービスの利用に起因して、利用者が被った損害（利用者データの滅失又は毀損等を含みますが、これらに限りません。）について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとし、また、β版サービスの利用に起因して、利用者データが滅失又は毀損した場合であっても、これを復元する義務を負わないものとします。ただし、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます。）である利用者がβ版サービスの利用に関して損害を被った場合については、この限りではなく、基本約款における当社の責任の規定に従うものとします。</p> <p>7. β版サービスの提供終了後に正式サービス化する場合、当社は、サービス毎に利用者に通知する以下のいずれかの方法により、正式サービスを提供することができるものとします。</p> <p>(1) 正式サービスの利用を希望する利用者が、当社との間で改めて正式サービスに係る利用契約を締結する方法。なお、利用者が正式サービスを利用する場合、利用者データについて、当社は、正式サービスに移管する責任を負いません。</p> <p>(2) 正式サービスの利用を希望せず、β版サービスの利用契約を解約した利用者を除き、β版サービスの利用状況を正式版に引き継いで、利用を継続させる形で正式サービスを提供する方法。</p> <p>8. 各β版サービスの利用条件は、サービスごとにサービスサイト又は本基本サービスのコントロールパネル等に定めるものとします。</p>	<p>・β版サービスについての規定を追加いたします。</p>
		(以下、条番号が繰り下がります)	
第2章 第10節 第61条	<p>第61条 (本β版サービスの内容)</p> <p>1. 本β版サービスは、第8節に定めるさくらのセキュアモバイルコネクト及び第9節に定めるさくらのモノプラットフォーム（以下、本節において総称して「各オプションサービス」といいます。）のサブオプションサービス（第31条及び第50条に定めるものを指します。以下同じ。）のうち、試験的に提供される、開発中のサービスの総称です。</p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p>第62条 (本β版サービスの内容)</p> <p>1. 本β版サービスは、第8節に定めるさくらのセキュアモバイルコネクト及び第9節に定めるさくらのモノプラットフォーム（以下、本節において総称して「各オプションサービス」といいます。）のサブオプションサービス（第32条及び第51条に定めるものを指します。以下同じ。）のうち、試験的に提供される、開発中のサービスの総称です。本β版サービスには、第10条の規定が適用されます。</p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p>・追加した第10条の適用を明記します。サービス内容及び利用条件に変更はございません。</p> <p>・条文の追加及び削除に伴う条番号の修正を行います。</p>
第63条	<p>第63条 (サービスの内容の変更又は廃止)</p> <p>1. 当社は、利用者に通知することなく、当社の裁量で、本β版サービスの内容を変更することがあります。当該変更について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>2. 本β版サービスは、将来の正式サービス化（以下、正式サービス化された本β版サービスのことを単に「正式サービス」といいます。）を保証するものではなく、開発状況や利用者の利用状況等により、正式サービス化することなく、本β版サービスを廃止する場合があります。当社は、当該廃止について、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該廃止及び当該通知の遅延について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	(削除)	<p>・追加した第10条に包含されるため、削除します。サービス内容及び利用条件に変更はございません。</p>
		(以下、条番号が繰り上がります)	
第13節 第86条	<p>第13節 さくらの AppRun サービス β版（以下、本節において「本β版サービス」といいます。）</p> <p>第86条 (本β版サービスの内容)</p> <p>1. β版サービスとは、開発中のサービスを試験的に提供するものであり、本β版サービスは、当社が本基本サービス上に構築した環境において、利用者が、コンテナ技術を用いてパッケージ化した利用者のアプリケーション（以下、「コンテナイメージ」といいます。）を登録及び実行することで、必要に応じて自動的にスケーリングを行うサービスです。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第13節 AppRun サービス β版（以下、本節において「本β版サービス」といいます。）</p> <p>第86条 (本β版サービスの内容)</p> <p>1. β版サービスとは、開発中のサービスを試験的に提供するものであり、本β版サービスは、当社が本基本サービス上に構築した環境において、利用者が、コンテナ技術を用いてパッケージ化した利用者のアプリケーション（以下、「コンテナイメージ」といいます。）を登録及び実行することで、必要に応じて自動的にスケーリングを行うサービスです。本β版サービスには、第10条が適用されます。</p> <p>2. (略)</p>	<p>・サービス名を修正します。</p> <p>・追加した第10条の適用を明記します。サービス内容及び利用条件に変更はございません。</p>
第87条	<p>第87条 (利用条件)</p> <p>1. 本β版サービスの利用条件については、サービスサイトに定めるものとします。</p>	(削除)	<p>・追加した第10条に包含されるため、削除します。サービス内容及び利用条件に変更はございません。</p>
		(以下、条番号が繰り上がります)	
第90条	<p>第90条 (サービスの内容の変更又は廃止)</p> <p>1. 当社は、利用者に通知することなく、当社の裁量で、本β版サービスの内容を変更することがあります。当該変更により利用者が生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>2. 本β版サービスは、将来の正式サービス化（以下、正式サービス化された本β版サービスのことを単に「正式サービス」といいます。）を保証するものではなく、開発状況や利用者の利用状況等により、正式サービス化することなく、本β版サービスを廃止する場合があります。当社は、当該廃止について、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該廃止及び当該通知の遅延について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	(削除)	<p>・追加した第10条に包含されるため、削除します。サービス内容及び利用条件に変更はございません。</p>
		(以下、条番号が繰り上がります)	
第92条	<p>第92条 (品質保証)</p> <p>1. 本約款における品質保証の規定にかかわらず、本β版サービスにはいかなるSLAも適用されないものとします。</p>	(削除)	<p>・追加した第10条に包含されるため、削除します。サービス内容及び利用条件に変更はございません。</p>
		(以下、条番号が繰り上がります)	
附則 第1条	<p>第1条 (適用開始)</p> <p>この約款は、2023年6月5日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2024年9月30日より適用されます。</p>	<p>第1条 (適用開始)</p> <p>この約款は、2024年9月30日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2025年2月7日より適用されます。</p>	<p>・本改定に伴う適用日の変更を行います。</p>
	<p>第2条 (さくらのセキュアモバイルコネクト回線維持手数料の特則)</p> <p>第37条第1項の規定にかかわらず、2022年8月1日においてすでにさくらのセキュアモバイルコネクトの基幹システムに登録されているSIMについては、2022年8月1日から起算して12ヶ月間、SIMの登録が削除されず、かつ、当該SIMを利用した通信が全く行われなかった場合に回線維持手数料が発生し、その後も、連続して通信が行われない期間が12ヶ月経過するごとに発生するものとします。</p>	<p>第2条 (さくらのセキュアモバイルコネクト回線維持手数料の特則)</p> <p>第38条第1項の規定にかかわらず、2022年8月1日においてすでにさくらのセキュアモバイルコネクトの基幹システムに登録されているSIMについては、2022年8月1日から起算して12ヶ月間、SIMの登録が削除されず、かつ、当該SIMを利用した通信が全く行われなかった場合に回線維持手数料が発生し、その後も、連続して通信が行われない期間が12ヶ月経過するごとに発生するものとします。</p>	<p>・条文の追加及び削除に伴う条番号の修正を行います。</p>